

旧海軍工廠で石綿被害

岡山●戦傷病者援護法で救済

岡山県真庭市にお住まいのCさんとその娘さんから相談を受けたのは、1997年の夏前だった。Cさんのご主人は、2004年頃から体調を崩し、岡山労災病院を受診したところ「良性石綿胸水」と診断された。

ところが、Cさんのご主人は、若い頃から畳職人一筋に働いてこられ、石綿との接触で思い当たるのは、戦争中の軍事工場だけだった。労働基準監督署にも相談に行かれたが、「労災として扱えない」と対応され途方にくれていた時に、市役所への相談を通じ、戦傷病者戦没遺族等援護法に基づく救済の道があることがわかった。

2006年11月、入院中の病院に市役所の職員が訪ねて来て、申請手続についての説明があり、常々治療費のことを心配されていたCさんのご主人は、大変喜ばれたそうである。しかし、その翌日、体調が急に悪化して亡くなられた。

申請の手続を行ったものの、あれやこれやの資料提出を求められ、ひょうご労働安全衛生センターに相談があった。

Cさんのご主人は、戦争中の昭和17年～19年まで、呉に置かれていた広海軍工廠の造機部

鑄造工場で仕上げ班に所属し、石綿を用いて鑄物作業に従事されていた。この事実も、お近くにお住まいの方で、Cさんのご主人と一緒に呉海軍工廠に行かれていた方お二人がご健在であったため判明したものだ。Cさんのご主人が83歳なので、同僚の方が見つかること事態が奇跡といえる。

入院中の診断書には、「良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、慢性呼吸不全」と記載されており、軍事工場での石綿作業も明らかなのだが、なかなか決定が行われなかった。そこで、2009年10月の全国安全センターの厚生労働省交渉に際し、「請求から決定に至るまで長期の調査時間を要する事案がある」との項

目を入れてもらった。

交渉において社会労働局援護課審査室の担当者は、「平成16年以前について、受給者がどれぐらいいるか把握できていない。平成17年以降については、生存されている方の障害年金の可決裁定が4件、遺族給付金の可決裁定が5件、ご遺族の一時金としての弔慰金が5件、決定している」、「過去の裁定例もほとんどないことから、労災分野の専門家のご意見も聞きながら、迅速な審査に努めていきたい」、との回答であった。

厚生労働省との交渉後の11月10日付けで可決裁定が行われ、11月中旬にご遺族に通知が届いた。

ご遺族のCさんは、「闘病中の夫の苦しむ姿を見ており、結果をすぐに位牌に報告した」と喜ばれていた。それにしても、請求から決定がでるまでに3年とは、あまりにも長すぎる。同じ厚労省であっても、労災部門以外には「迅速な救済」という考えは存在しないのであろうか。

火災報知機設置作業被害

大阪●損害賠償を求めて大阪地裁へ提訴

火災報知機の設置や点検作業に従事し、天井裏等で吹き付けアスベストに曝露し、2005年に石綿肺がんを発症し、翌年54歳で亡くなったAさん(姫路市)。

12月9日、Aさんの遺族が、勤務先の関西ホーチキエンジニアリングを相手に、約6,400万円を求める損害賠償訴訟を、大阪地裁に起こした。